

議案第9号

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年2月26日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、新設する駐車場の設置に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第9号

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、勝幡駐車場の区画番号3については、長さ4.0メートル以下とする。

別表第1 藤浪駅前駐車場の項中「276番1の一部、277番1、278番2の一部、280番の一部」を「276番1、277番1、278番2」に改め、同表佐織中学校南駐車場の項中「244番1の一部、244番3の一部、244番4の一部、244番5の一部」を「244番1」に改め、同表に次のように加える。

勝幡駐車場	愛西市勝幡町大御堂548番21
-------	-----------------

別表第2に次のように加える。

勝幡駐車場	区画番号1	1区画1月当たり4,000円
	区画番号2	1区画1月当たり4,000円
	区画番号3	1区画1月当たり3,500円

附 則

この条例は、平成25年5月1日から施行する。